

行政手続に関する押印の見直しについて

作成年月日	令和2年12月21日
作成部局課	企画県民部企画財政局新行政課

1 全庁調査の実施

- 行政手続に関する押印の見直しについて、県独自の手続で廃止可能な押印については、令和2年度中に見直しを実施することとしている。

**【行政手続に関する押印、書面規制等の見直し基本方針（抜粋）（R2.10.12）】**  
 原則として、全ての行政手続において、押印・書面・対面を不要とし、オンライン・ペーパーレス化を徹底する。  
 まず、県独自の手続で廃止可能な押印については、令和2年度中に見直しを実施する。

(1) 押印の廃止

- 県民による申請等の手続をはじめとして、会計・人事などの内部手続も含めて、押印を廃止（具体例）各種申請書や請求書等の押印廃止、出勤簿の押印廃止等
- 押印の廃止とあわせて、本人確認が必要な手続について担保方法（マイナンバーカード等）を整備

- 上記基本方針を踏まえ、押印を求める全ての行政手続について全庁調査を実施した。

〔調査概要〕  
 10月22日付で全庁悉皆調査を実施（全庁共通の行政手続は8月に先行調査を実施）  
 対象部局：各部、県民局・県民センター、出納局、企業庁、病院局、議会、各行政委員会（県警除く）  
 調査対象：押印を求める全ての行政手続

2 見直し内容

- 押印を求める県独自の手続は1,895手続  
 うち、1,866手続(98.5%)で押印を廃止  
 うち、29手続(1.5%)（印鑑登録証明書付きの実印を求める手続等）は押印の存続も含め引き続き検討
- 国の法令等に基づく1,408手続は国の動向等を踏まえ、適宜見直し

(1) 県独自の手続：1,895手続

区分	手続数	廃止	存続も含め 引き続き検討	押印の種別		
				印鑑 証明付	登録印	認印
<b>県民による申請等の手続</b>	1,605	1,576	29	17	3	9
根拠規定がない手続	172	172	0	0	0	0
規則等に基づく手続	1,433	1,404	29	17	3	9
条例に基づく手続	0	0	0	0	0	0
<b>県庁内部の手続</b>	290	290	0	0	0	0
根拠規定がない手続	10	10	0	0	0	0
規則等に基づく手続	279	279	0	0	0	0
条例に基づく手続	1	1	0	0	0	0
<b>合計</b>	1,895	1,866	29	17	3	9
根拠規定がない手続	182	182	0	0	0	0
規則等に基づく手続	1,712	1,683	29	17	3	9
条例に基づく手続	1	1	0	0	0	0

(2) 国の法令等に基づく手続：1,408手続

※別添：（参考）行政手続に関する押印見直し対象業務の部局別件数

3 今後の対応

(1) 押印を廃止する手続（1,866手続）

- ・ 根拠規定がない手続（182手続）は、直ちに廃止
- ・ 規則等に基づく手続（1,683手続）は、直ちに廃止  
 （原則、令和3年1月から実施）
- ・ 条例に基づく手続（1手続）は、令和2年度内に条例を改正して廃止  
 （令和3年4月から実施）

※県民による申請等の手続について、押印に代わる本人確認手段は、様式上の連絡先（住所、電話番号、電子メールアドレス）によることを原則とする。

- (例) ・ 補助金に関する手続  
 ・ 請求に関する手続  
 ・ 入札に関する手続  
 ・ 行政財産使用許可に関する手続

(2) 押印の存続も含め、引き続き検討する手続（29手続）〔別紙〕

- ・ 印鑑登録証明書付きの実印を求める手続など、厳格な本人確認を求める手続や、金融機関の届出印を求める手続等
- (例) ・ 資金貸付事業に関する手続  
 ・ 銀行口座振替に関する手続  
 → 県の規制改革推進会議で検討

(3) 行政手続のオンライン化の推進

- ・ 添付書類の見直しや事務処理手順の改革など業務プロセス全体を見直した上で、早急にオンライン手続を一層推進

【参考】 国の法令等に基づく手続（1,408手続）

- (例) ・ 契約に関する手続
- 〔地方自治法第234条（契約の締結）  
 5 普通地方公共団体が契約につき契約書（略）を作成する場合には、当該普通地方公共団体の長又はその委任を受けた者が契約の相手方とともに、契約書に記名押印し、（略）当該契約は、確定しないものとする。〕
- ・ 行政不服審査法に基づく審査請求に関する手続
  - 〔行政不服審査法施行令第4条（審査請求書の提出）  
 2 審査請求書には、審査請求人（略）が押印しなければならない。〕
  - ・ 介護保険施設・介護保険サービス事業所等の指定に関する手続
- （※国通知で定める様式（氏名欄に印と記載あり））

（問い合わせ先）  
 企画県民部企画財政局新行政課組織・事務改革班 TEL:078-362-4041

(参考)

### 行政手続に関する押印見直し対象業務の部局別件数

(令和2年12月21日現在)

	県独自の手続			国の法令等に基づく手続 (B)	押印を求める 県の行政手続 合計数 (A+B)
	廃止	存続も含め 引き続き検討	小計 (A)		
企画県民部	247	5	252	236	488
健康福祉部	390	5	395	630	1,025
産業労働部	78	4	82	64	146
農政環境部	541	4	545	306	851
県土整備部	227	2	229	115	344
出納局	55	0	55	3	58
企業庁	88	0	88	1	89
病院局	115	5	120	24	144
教育委員会	83	3	86	15	101
議会事務局	6	1	7	0	7
選挙管理委員会	1	0	1	4	5
監査委員事務局	1	0	1	4	5
人事委員会	21	0	21	0	21
労働委員会	0	0	0	6	6
県民局・県民センター	13	0	13	0	13
合 計	1,866 (98.5%)	29 (1.5%)	1,895	1,408	3,303

押印の存続も含め引き続き検討する手続

別紙

(1) 印鑑登録証明書付き実印を求める手続

No	手続の名称	根拠規定	押印の種類	押印以外に求めている本人確認手段	引き続き検討が必要な理由	所管部局
1	県税還付委任手続	県税管理事務処理要綱	法人代表者印 個人実印	印鑑登録証明書	納税者以外の者に還付する場合、納税者の厳格な意思確認が必要。	企画県民部
2	兵庫県私立高等学校入学資金貸付手続	兵庫県私立高等学校入学資金貸付事業実施要綱	個人実印	印鑑登録証明書	借用証書への実印による押印を求めるものであり、厳格な本人及び連帯保証人の確認の担保が必要。	企画県民部
3	消費者訴訟費用貸付手続	消費生活条例施行規則	個人実印	印鑑登録証明書	借用証書への実印による押印を求めるものであり、厳格な本人確認の担保が必要。	企画県民部
4	兵庫県地域医療支援医師修学資金貸与手続	兵庫県地域医療支援医師修学資金貸与要綱	個人実印	印鑑登録証明書 住民票の写し	誓約書への実印による押印を求めるものであり、厳格な本人及び連帯保証人の確認の担保が必要。	健康福祉部
5	兵庫県特定専門医研修資金貸与手続	兵庫県特定専門医研修資金貸与事業貸与要綱	個人実印	印鑑登録証明書 住民票の写し 医師免許証の写し	誓約書への実印による押印を求めるものであり、厳格な本人及び連帯保証人の確認の担保が必要。	健康福祉部
6	公衆衛生医学生等修学資金貸与手続	公衆衛生医学生等修学資金貸与規則	個人実印	印鑑登録証明書	借用証書への実印による押印を求めるものであり、厳格な本人及び連帯保証人の確認の担保が必要。	健康福祉部
7	看護師学生等修学資金貸与手続	看護師学生等修学資金貸与規則	個人実印	印鑑登録証明書	借用証書への実印による押印を求めるものであり、厳格な本人及び連帯保証人の確認の担保が必要。	健康福祉部
8	母子父子寡婦福祉資金貸付手続	母子及び父子並びに寡婦福祉法の規定による資金の貸付に関する規則	個人実印	印鑑登録証明書	借用証書への実印による押印を求めるものであり、厳格な本人及び連帯保証人の確認の担保が必要。	健康福祉部
9	林業・木材産業改善資金貸付手続	兵庫県林業・木材産業改善資金事務取扱要領	法人代表者印 個人実印	印鑑登録証明書	借用証書への実印による押印を求めるものであり、厳格な本人及び連帯保証人の確認の担保が必要。	農政環境部
10	沿岸漁業改善資金貸付手続	沿岸漁業改善資金貸付規則	個人実印	印鑑登録証明書	借用証書への実印による押印を求めるものであり、厳格な本人確認の担保が必要。	農政環境部
11	官民有地境界協定申請手続	官民有地境界協定事務取扱要領	法人代表者印 個人実印	印鑑登録証明書	官民有地境界協定の申請書への実印による押印を求めるものであり、厳格な本人確認の担保が必要。	県土整備部
12	岩石採取跡地整備等連帯保証手続	兵庫県岩石採取跡地整備等保証実施要領	法人代表者印 個人実印	印鑑登録証明書	連帯保証書への実印による押印を求めるものであり、厳格な本人及び連帯保証人の確認の担保が必要。	県土整備部
13	粒子線治療資金貸付手続	粒子線治療資金貸付規程	個人実印	印鑑登録証明書 住民票の写し 健康保険証の写し	借用証書への実印による押印を求めるものであり、厳格な本人及び連帯保証人の確認の担保が必要。	病院局
14	病院局医師修学資金貸与手続	病院局医師修学資金貸与規程	個人実印	印鑑登録証明書	誓約書への実印による押印を求めるものであり、厳格な本人及び連帯保証人の確認の担保が必要。	病院局
15	病院局地域医師修学資金貸与手続	病院局地域医師修学資金貸与規程	個人実印	印鑑登録証明書	誓約書への実印による押印を求めるものであり、厳格な本人及び連帯保証人の確認の担保が必要。	病院局
16	病院局中播磨及び西播磨医師修学資金貸与手続	病院局中播磨及び西播磨医師修学資金貸与規程	個人実印	印鑑登録証明書	誓約書への実印による押印を求めるものであり、厳格な本人及び連帯保証人の確認の担保が必要。	病院局
17	病院局看護師修学資金貸与手続	病院局看護師修学資金貸与規程	個人実印	印鑑登録証明書	誓約書への実印による押印を求めるものであり、厳格な本人及び連帯保証人の確認の担保が必要。	病院局

(2) 金融機関届出印を求める手続

No	手続の名称	根拠規定	押印の種類	押印以外に求めている本人確認手段	引き続き検討が必要な理由	所管部局
18	兵庫県職員財産形成貯蓄申込・解約手続	兵庫県職員財形貯蓄事務取扱要領	金融機関届出印	—	控除預入手続は、金融機関が届出印の押印を求めているため、金融機関との調整が必要。	企画県民部
19	県税口座振替依頼手続	県税口座振替事務処理要綱	金融機関届出印	—	口座振替手続は、金融機関が届出印の押印を求めているため、金融機関との調整が必要。	企画県民部
20	県立学校授業料等口座振替依頼手続	県立学校授業料等口座振替収納事務取扱要領	金融機関届出印	—	口座振替手続は、金融機関が届出印の押印を求めているため、金融機関との調整が必要。	教育委員会

(3) 認印を可能とする手続

No	手続の名称	根拠規定	押印の種類	押印以外に求めている本人確認手段	引き続き検討が必要な理由	所管部局
21	兵庫障害者職業能力開発校入学誓約書による保証手続	兵庫障害者職業能力開発校運営規則	指定なし	—	第三者が身元保証人として保証債務を負う唯一の証拠書類となるものであり、押印に代わる代替手段について慎重に検討。	産業労働部
22	県立職業能力開発校入学誓約書による保証手続	兵庫県立職業能力開発校運営規則	指定なし	—	第三者が身元保証人として保証債務を負う唯一の証拠書類となるものであり、押印に代わる代替手段について慎重に検討。	産業労働部
23	県立障害者職業能力開発校入学誓約書による保証手続	兵庫県立障害者職業能力開発校運営規則	指定なし	—	第三者が身元保証人として保証債務を負う唯一の証拠書類となるものであり、押印に代わる代替手段について慎重に検討。	産業労働部
24	県立但馬技術大学校入学誓約書による保証手続	兵庫県立但馬技術大学校管理規則	指定なし	—	第三者が身元保証人として保証債務を負う唯一の証拠書類となるものであり、押印に代わる代替手段について慎重に検討。	産業労働部
25	県立森林大学校入学誓約書による保証手続	兵庫県立森林大学校管理規則	指定なし	—	第三者が身元保証人として保証債務を負う唯一の証拠書類となるものであり、押印に代わる代替手段について慎重に検討。	農政環境部
26	県立農業大学校入学誓約書による保証手続	兵庫県立農業大学校管理規則	指定なし	—	第三者が身元保証人として保証債務を負う唯一の証拠書類となるものであり、押印に代わる代替手段について慎重に検討。	農政環境部
27	県立高等学校入学許可に伴う誓約書	兵庫県立高等学校学事通則	指定なし	—	第三者が身元保証人として保証債務を負う唯一の証拠書類となるものであり、押印に代わる代替手段について慎重に検討。	教育委員会
28	県立高等学校通信課程入学許可に伴う誓約書	兵庫県立高等学校の通信制の課程に関する規則	指定なし	—	第三者が身元保証人として保証債務を負う唯一の証拠書類となるものであり、押印に代わる代替手段について慎重に検討。	教育委員会
29	請願	兵庫県議会会議規則	指定なし	—	県議会会議規則が準拠している全国都道府県議会議長会の標準会議規則や、衆議院・参議院では押印を求めており、国や他府県の取扱いを踏まえ検討。	議会事務局